

◇村 田 薫 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、2番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（2番 村田 薫君 登壇）

○2番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項、障害者の社会参加促進への支援を。

今年の8月24日から9月5日にかけて行われました東京パラリンピックでは、様々な障害を抱えた世界中のアスリートたちが自らの可能性に挑み、力と技を競い合いました。その姿に、多くの人々が感動し、勇気をもらいました。この大会を通じ、世界人口の15%に当たる約12億人の障害者が差別されることなく共生できる社会の実現を呼びかけたことは、私たちの記憶に新しいところ です。

障害者の社会参加の促進の観点から、現在生じている課題の解消に向けまして、以下について質問をいたします。

質問事項の1つ目になります。

役場出入口にインターホンの設置と視覚障害者をインターホンへの誘導ブロックの設置による案内を。

質問の要旨。役場の駐車場などから玄関まで視覚障害者が安全に到達できるように、点字ブロックの設置と、駐車場などへインターホンを設置し、様々なハンデを持つ方々もおりますので、誘導などを依頼できるように改良できないものでしょうか。役場の長いスロープを、車椅子をこいで登るのは大変であるとの声も聞きます。町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、町では平成28年9月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を定めました。

その対応要領では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を2本の柱とし、障害をお持ちの方への町職員の対応を定めております。その中の「合理的配慮の提供」の具体例としては、段差がある場合に車椅子利用者の補助をすることや、目的の場所までの案内の際に障害

をお持ちの方の希望を聞いたりすることなどを例示しているところです。

そこで、駐車場等のインターホンについてですが、かつての六郷庁舎である旧中央行政センター入口に、車椅子専用電動昇降機とインターホンを設置しておりました。その利用状況を当時の庁舎勤務者に確認したところ、利用される機会はほとんどなく、必要な際は職員が階段の昇降補助をしていたとのことでした。

こうした過去の利用状況等を踏まえますと、設置後の実利用に不透明さがあり、車椅子の方が役場庁舎のスロープにご負担を感じる場合には、事前に担当課に連絡いただくか、役場到着後に担当課に連絡いただき、職員が対応要領に従って移動の支援を行うほうが現実的ではないかと存じ、現在のところ、インターホンの設置は考えておりません。役場敷地内及び役場庁舎内で移動に支援を必要とする方が、職員に気兼ねなくお声がけいただけるよう、改めて広報等で周知してまいりたいと存じます。

次に、視覚障害者誘導用ブロックについてですが、2008年4月に国際交通安全学会が示した「視聴覚障害者誘導用ブロックの適正な設置のためのガイドブック」によると、障害者用駐車スペースにおける点字ブロックは、車椅子使用者のバリアになるため設置してはならないとあります。車椅子使用者の来庁がほぼ車でいらっしゃることを考えますと、その動線に入る区域に、視覚障害者誘導用ブロックを整備することは慎重に考えることが必要であると存じます。

また、視覚障害をお持ちの方もどなたかの運転で、車で来庁されることが大半と存じますので、来庁されて支援が必要な場合には、先ほどの車椅子の方と同様にご連絡をいただき、職員が移動の支援をとらせていただきたいと思いますと考えております。

職員には、ご連絡をいただいた際に、対応要領に基づいて適切に対応するよう改めて指示するとともに、視覚障害をお持ちの方が遠慮なく職員へお声がけいただけるよう、今後広報等で周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○2番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。

無人化駅の安全と円滑な利用の再考を。

無人化された駅については、車椅子利用者や白杖を持った視覚障害者のみならず、障害の特性に対応したサポートが必要であることから、その設備になどについて、障害者の利便性と安全面を町独自に検証を行い、必要な対策が講じられますよう、設置者であるJRなどに改善申入れな

どを行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問をいただき、さっそく施設の検証を行ってまいりました。

無人駅の後三年駅については、点字ブロックが駅正面入口、待合室及びホームに設置され、階段の手すりも設置されております。車椅子でのホームへの乗り入れは、大曲駅方面に向かう電車が発着するホームのみ可能となっておりますが、車椅子は配備されておられません。トイレは男女別で洋式化され、女子トイレが障害者用を兼ねております。

次に、管理人が常駐している飯詰駅についてですが、点字ブロックがホームにのみ設置されており、駅の入り口や待合室への設置はされておられません。また、車椅子でのホームへの乗り入れはできず、車椅子の配備もありません。階段の手すりは設置されておりますが、トイレは男女兼用で洋式化されておらず、障害者用もありません。

このような状況を、町の第2期障害者計画で定めている「バリアフリー化された町の公共施設とみなす基準」と照らし合わせてみると、後三年駅は6項目中5項目、飯詰駅は6項目中2項目しか基準を満たしていない状況にあります。

なお、飯詰駅の管理人への聞き取りでは、飯詰駅は構造上、車椅子でホームへの乗り入れができないことから、利用者から問合せがあった際は横手駅や大曲駅からの利用をご案内しているとのことでした。

このたびの現地検証を踏まえ、障害をお持ちの方の利便性向上と安全性確保等について対応していただくよう、今後町として駅設置者に要望してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君の再質問を許可いたします。

○2番（村田 薫君） この質問は、私は特に飯詰駅を目指しているところです。

普通の駅の造りというのは、改札口を通るとすぐに上りまたは下りのホームにつながっておりますが、飯詰駅の場合は改札口を通ると、階段をまず上りまして、そしてまたその階段を下ったところに上りと下りのホームがあるという、バリアフリーという言葉には程遠い造りになっておることは皆さんもお分かりと思います。

美郷町身体障害者協会の上部団体に、日本身体障害者団体連合会というものがあります。この

団体に、こういう関係の質問をして聞いてみますと、次なる回答がありました。

国土交通省の見解としましては、地方公共団体、いわゆる役場とか町が行うバリアフリー化に対して、防災安全交付金というものがあるらしいです。私はここで初めて知ったんですけども。地方公共団体の要望を踏まえて、これを使って支援するとしておるということでした。障害者の意見や要望を聞きながら、鉄道事業者や国土交通省と意見交換会などを設置してもらい、無人化駅の安全かつ円滑利用に前進してもらいたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がご説明いたしました防災安全交付金の内容については承知しておりませんので、今後確認いたしますが、国がおっしゃるその支援をするというのが、自治体を經由して駅設置者であるJRに対して支援が可能なのか、それとも国が自治体に対してそうした支援をしているというところとまったくご見解なのか、そこは確認してみないと分かりませんので、いずれそうした交付金があることを承知した上で検討してみたいと存じます。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○2番（村田 薫君） 質問事項の3つ目です。

道路や公共施設の工事に障害者の意見を。

質問の要旨に入ります。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、ハード・ソフト両面からの対策を促進させ、障害者・高齢者の移動の円滑化を進めることが求められます。

現在、様々な対策が講じられていることと思いますが、公共施設などの改修や工事などにおいては、安心・安全な環境を第一に、バリアフリー化をさらに推進し、各施設整備におきましては、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計基準」にもあるように、事前に利用者である地域の障害者の方々の意見も参考に、ニーズを取り入れた設計などをして、可能な限り全ての人に使いやすい施設整備をするべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県では平成14年に「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を制定しており、その中で、道路や公園、建築物の区分ごとに施設の公共性等を勘案し、用途面積等の規模要件を超えた

施設の新築等に当たっては、協議や届出が義務づけられております。

条例及びその施行規則には、出入口や廊下等の幅や段差の基準、階段の造りやエレベーターの構造、車椅子使用者が利用できるトイレの設置などが規定されており、工事に着手する日の30日前までにあらかじめ知事と協議することとなっております。事前協議をすることで、計画段階から福祉的配慮を取り入れることが求められているものです。

町が発注する各種工事においても、この条例の対象施設となる場合は、当然事前協議を行っており、これらの基準を満たしたものとなっております。また、県の基準策定や見直しは、県バリアフリー社会形成審議会において行っており、その委員の中には、障害者団体や老人クラブなどが含まれ、その方々の意見を踏まえた基準等になっているものと認識しております。

こうした状況下で各種工事の調整等がなされておりますので、町の施設整備に関して、個別具体的に障害をお持ちの方々からご意見を頂戴することは、現時点では考えておりません。

なお、町の障害福祉に関し、美郷町総合支援協議会を年2回開催しておりますので、この会議の中で施設等に対するご意見があれば何うようにし、今後の参考とさせていきたいと存じます。

なお、議員ご指摘の国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」については、障害者等から参加を得るのは市町村が重点整備地区を定めた場合であり、美郷町には当該地区はございません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、2番、村田 薫君の一般質問を終わります。

---